

令和6年度第1回宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和6年5月17日（金）
午後2時から午後3時30分
場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【諮問事項】

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の一部改正（案）について

- ① 期間内更新予定の鳥獣保護区の情報の欠落修正について（資料2）
- ② 「期間更新」としていた稗畑鳥獣保護区の「期間満了」への変更について（資料3）
- ③ 稗畑鳥獣保護区の「期間満了」に伴う指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）の区域拡大について（資料4）

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について（資料5）

蔵王連峰鳥獣保護区（特別保護地区）及び谷山鳥獣保護区（特別保護地区）の更新

【協議事項】

(3) 県立自然公園及び国定公園に関する審議会の意見を聴くことを要しない軽微な公園事業の決定等について（資料6）

(4) 南郷鳥獣保護区の鳥類生息状況調査結果と今後の方針案について（資料7）

4 報 告

(1) 鳥獣保護区の新規指定に向けた調査等の実施について（資料8）

(2) 令和6年度宮城県生物多様性地域戦略の改訂について（資料9）

(3) 蔵王登山道口への駐車場等整備計画について（資料10）

(4) 温泉部会の処分状況について（資料11）

5 その他

6 閉 会

（配布資料）

- | | |
|------|---|
| 資料1 | 第13次鳥獣保護管理事業計画及び鳥獣保護区・特別保護地区について |
| 資料2 | 期間内更新予定の鳥獣保護区の情報の欠落修正について |
| 資料3 | 「期間更新」としていた稗畑鳥獣保護区の「期間満了」への変更について |
| 資料4 | 稗畑鳥獣保護区の「期間満了」に伴う指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）の区域拡大について |
| 参考資料 | 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）新旧対照表 |
| 資料5 | 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について |
| 資料6 | 審議会の意見を聴くことを要しない軽微な公園事業の決定等について |
| 資料7 | 南郷鳥獣保護区の鳥類生息状況調査結果と今後の方針案について |
| 資料8 | 鳥獣保護区の新規指定に向けた調査等の実施について |
| 資料9 | 令和6年度宮城県生物多様性地域戦略の改訂について |
| 資料10 | 蔵王登山道口への駐車場等整備計画について |
| 資料11 | 温泉部会の処分状況について |

1 開 会

ただ今から宮城県自然環境保全審議会を開催いたします。開会にあたり、環境生活部副部長の佐藤より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（佐藤健二環境生活部副部長）

県環境生活部の佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、令和6年度第1回宮城県自然環境保全審議会に出席いただき、御礼申し上げます。委員の皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進に特別の御理解と御支援を賜っておりますことに対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

県では、宮城県自然環境保全基本方針に基づき、「生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全」「恵み豊かな自然環境の持続可能な利用」「先人が育んできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承」この3点を基本理念とし、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

特に、近年におきましては、生物多様性の損失と気候変動、いわゆる2つの危機への統合的な対応が必要とされております。まさに、ネイチャーポジティブの実現に向けた社会変革を求める声が高まる中で、私どもとしましても生物多様性の回復を目指す、地域戦略の検討を進めているところでございます。

一方、ニホンジカやイノシシなども、生息数の増加や生息域の拡大などによる農林業への被害について課題となっております。野生鳥獣対策といたしまして、保護管理計画に基づく生息状況の調査、個体数の調整を行い、人と野生鳥獣との共生が良好な状態で行われるよう努めております。

県といたしましては、引き続き、豊かな自然環境が保全・再生され、次世代の子供たちに伝えていく、このような取り組みをより一層推進してまいり所存ですので、皆様方の更なるご協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、第13次宮城県鳥獣保護管理計画の一部改正案について、これを含めて4件について御審議いただきこととしております。限られた時間とはなりますが、忌憚のない御意見御提言を頂戴いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

（事務局より、本日の定足数を報告。（構成委員23名中15名（最終的には17名）が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している。）次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる。ただし、温泉部会からの報告については、法人及び個人の事業が含まれることから非公開とする旨を報告。また、議事（1）及び議事（2）について知事から諮問があった旨を報告。）

3 議 事

司 会： 当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事進行につきましては、西村会長をお願いいたします。

西 村 会 長： それでは、本日の予定ですが、審議委員会の終了は15時30分に予定しております。委員の皆様には円滑な進行にご協力をお願いいたします。

議事（1）第13次鳥獣保護管理事業計画の一部改正（案）について

西 村 会 長： 初めに議事の（1）第13次鳥獣保護管理事業計画の一部改正案について審議してまいります。まずは、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（資料1～資料4により説明）

西村会長： ただいま三点ほど、御説明いただきました。御質問、御意見を頂戴したいと思います。

土屋(剛)委員： 資料3の1ページですけれども、鳥獣の生息状況について、獣類の中でニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、ニホンリス等と書いてありますが、これどういう基準でこの名前が載っているのでしょうか。

なぜ違和感を持ったかという、ハクビシンは外来種で、ほかのものは在来種なのです。だから、これが相応しいかどうかを検討しなければいけないのかなというのが私の意見です。

それと、「ひえばた」です。名称が「ひえはた」じゃなくて「ひえばた」です。

あと、ここには、ホンドテンとかニホンアナグマがおりますので、そういう在来種もいるので、そのあたりを検討していただきたいと考えております。以上です。

西村会長： 他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。オンラインの方にはどのように意見を伺うことになるのですか。何かあったら分かるようになっているのですね。

それでは、他に御質問、御意見がございませんようでしたら、この後の流れについてお諮りをいたします。

本件は、この後パブリックコメントが実施されますので、パブリックコメントの結果及び意見等に対する県の考え方に關しましては、事務局から委員の皆様にもメールで報告させていただくことにしたいと思います。答申に向けて、審議会の開催要否については、私に一任していただき、パブリックコメントによる計画の修正がない場合や軽微な変更のみの場合で開催を要しないと判断できる場合には、原案を了承する旨を知事に答申したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

西村会長： それでは、メールで、皆様にパブリックコメントの状況を御説明いたしますので、その際に、何かありましたら御連絡を頂戴できればと思います。

議事(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について

西村会長： それでは議事の2に進ませていただきたいと思います。県指定鳥獣保護区特別保護区の更新について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (資料5により説明)

西村会長： それでは、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

土屋(剛)委員： ちょっと気になるのですが、6ページの獣類で、テングコウモリ、ニホンザルとあります。12ページに移って一番下のところですが、6ページではニホンザルにアンダーラインがありますが、12ページにはアンダーラインがありません。これはどっちが正しいのでしょうか。

事務局： 資料の整合が取れておらず、申し訳ございませんでした。こちらの下線は、ニホンザルに下線を引くものではなかったもので、6ページに引か

れている下線が不要でございました。こちらの下線については、天然記念物または国のレッドリスト、レッドデータブックに記載されているものに線を引くものでありましたので、誤りでございました。大変失礼いたしました。

西村会長：他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。

早坂委員：難癖をつけるようで申し訳ないのですが、3ページ別記様式第1号、様式なので仕方ないと思うのですが、この3の区域があまりにも見づらいので、これ、もうちょっと別な表記はできないのかどうか。皆さん、これパッと見て、わかりますか。様式と言われれば様式なので仕方ないのですが、もしも、もう少し何か書きようがあるのであればお願いしたいと思います。素人目で大変申し訳ございません。

事務局：この鳥獣保護区の境界線の記載方法というのが、国の法律であるとか手引の中で、地形であるとか道であるとか、そういったものに基づいて線を引くというふうになっておりますので、何分山の中ということもあって、例えば、林班、森林の住所で、その境界で区域を示しているという都合があり、正確に書くと、このような表記になってしまっていると。

逆に、街中の方にある鳥獣保護区であれば、もう少しシンプルに何号線であるとか、こういった道路という書き方をさせていただいておまして、様式の問題というよりは、その法律上の立て付けの問題で、致し方なく、このような表記にしております。基本的には、添付している図面の方で、区域を我々も含めて、確認しながら対応しているということで、御理解をいただければと思います。

早坂委員：わかるのですが、見づらいなど。申し訳ありません。

西村会長：ありがとうございます。他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、先ほどニホンザルについて、下線の引き方の修正がありました。それも踏まえまして、今回、鳥獣保護区特別保護地区、蔵王連峰と谷山について、再度指定すると、二カ所について再度指定することについてお諮りいたしますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員：(異議なし)

西村会長：それでは、原案を了承するというので、知事に答申することにいたします。

議事(3) 県立自然公園及び国定公園に関する審議会の意見を聴くことを要しない軽微な公園事業の決定等について

西村会長：続きまして、協議事項に入らせていただきます。

議事の3、県立自然公園および国定公園に関する審議会の意見を聞くことを要しない軽微な公園事業の決定等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料6により説明)

西村会長：ただ今の説明について、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

私から言うのも何ですが、結局のところは、5ページのこの案を、皆様にお認めいただくということですね。

何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、一点だけ私からお話いたします。この5ページの3番目、公園事業の廃止。ここだけ読んでみると、すでに整備されたものも含むのかなと読んで思ったのですが、今の御説明だと、整備される予定なのだが、整備されていない。将来にわたって整備される予定はないというところに限るということになるわけですね。

事務局： 整備される予定がないもの、公園事業としては決定しましたが、整備してなくて、今後も整備される予定がないものについて、公園事業としての廃止をするということでございます。新たな開発が伴わない、例えば、建物も解体するとかということも含まれないので、御審議は省略してはいかがかという御提案でございます。

西村会長： 何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは御異議がないようでしたら、原案を了承することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

西村会長： ありがとうございます。

それでは次に、議事4に進ませていただきます。

議事(4) 南郷鳥獣保護区の鳥類生息状況調査結果と今後の方針案について

西村会長： 南郷鳥獣保護区の鳥類生息条項調査結果と今後の方針案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (資料7により説明)

西村会長： それでは、本件について、御質問、御意見等お願いいたします。

早坂委員： 日本自然保護協会の早坂です。令和3年度の当審議会において、南郷の鳥獣保護区の解除の再考を提案した当事者でございます。一言発言したいと思いますのでよろしくをお願いします。

当時、あまりにも唐突かつ事務的に解除が資料に示されて記載されていたために再考をお願いした次第ですが、この2年にわたる丁寧な調査と、データを今回御提示いただけましたこと、大変感謝申し上げます。

結果として、他地域との差異がないということから、解除は致し方ないのかなと思います。逆に、いただいた資料の9ページの下枠の②の赤い字の部分は、大変重要だと思いました。

この「全て鳥獣保護地区に指定する蓋然性がある」と、この文言を皆さんスルーしないでいただきたいと思います。農村部ばかりではなくて、市街地にも普通に渡り鳥がいるということです。仙台市内でも、冬に、北環状線の上を白鳥が大変多く飛来、飛んでいくのが見られます。丸田沢とか七北田川にも、普通に至る所に渡り鳥が見られるのは、当たり前な状況ではないのです。宮城県の自然環境の豊かさを示していくことを、しっかり私たちは自覚する必要があると思います。

経済的な施策とのせめぎ合いもあるとは思いますが、工場誘致や再生エネルギーにシフトするあまりに、この自然環境をないがしろにするような施策は、どうぞ、自然保護課としては考えていただきたいと思います。その点を切に皆さんにお願いしたいと思います。これは私からのお願いです。よろしくをお願いします。

西村会長： 大変貴重な御意見と思います。また、令和3年度ですか、この審議会で出た意見を踏まえて、丁寧に調査していただいたことにつきましては、私からもお礼申し上げます。

結果が出てまいりまして、今回、期間満了ということで提案がなされておりますので、今、早坂委員から、御理解はいただいた旨、御発言いただきましたが、他の委員の皆様方からも御意見を頂戴したいと思います。何かございますでしょうか。

土屋(剛)委員： 1ページの南郷鳥獣保護区についての場所、指定理由ですが、集団渡来地ガン類と書いてある定義、これ法文をそのまま載せたのですか。

事務局： こちらにつきましては、括弧書きで記載させていただいております法の定義というか法の解説本の方から引用させていただいております。

土屋(剛)委員： 上のところが、南郷鳥獣保護区というふうにかう限定されているものですか、ここに海生哺乳類がいるのかなと。つまり、アザラシとかやオットセイとかイルカとかクジラがいるのかなと思ってしまったのですけども。

事務局： 大変失礼いたしました。御指摘のとおり、こちらは一般的な集団渡来地の定義のところを引用してしまったもので、御指摘のとおり海生哺乳類の保護の観点のところは、指定理由の定義としては、一部、資料としては不適切でございました。大変失礼いたしました。

西村会長： 他に、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、御意見がないようでございますので、この現行計画どおり、令和6年度の期間満了とすることについて、御異議がないようでしたら御了承させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

西村会長： それでは、先ほどの意見を踏まえて、今後とも、自然保護については積極的に取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

4 報告

報告(1) 鳥獣保護区の新規指定に向けた調査等の実施について

西村会長： 続きまして、次第の4の報告に移らせていただきます。報告事項の(1)鳥獣保護区の新規指定に向けた調査等の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (資料8により説明)

西村会長： ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

小林委員： 一番最初の質問の時にあったと同じような、これでいいのかな、と思ったのが、3つ目の、指定要望地周辺の条件についての2行目の鳥のところ、コゲラが出て

きますが、他のものについてはかなり希少な生物と思えますけれども、コゲラはかなり一般的なものですから、こういった調査をするにあたって、ここにコゲラが出てくるのに違和感を感じました。ここら辺、何に基づいてこれが出てきたのかなと疑問に思いました。以上です。

事務局： 資料作成にあたっては、鳥獣の例示につきまして、複数の鳥獣の中でピックアップをしたもので、特にコゲラを意図したというところではございません。ただ、確かにこう並べていく中で、レベル感が揃ってない部分もあったかと思えます。こちら、調査にあたっては、この動物に限定するというものではありませんので、資料の方で、表現が不十分だったところがあったかと思えます。大変失礼いたしました。ご指摘ありがとうございます。

西村会長： よろしいでしょうか。他に御質問、御意見、どうぞ。

斉藤委員： 御説明ありがとうございます。質問です。この件、このこと自体、新規指定に向けた検討理解について、この件についてということではないのですが、教えていただきたい。

野生動物愛護団体より要望書の提出があったことを受け、というふうになっているのですが、その要望書の提出があったから調査をして指定、というふうになっているのは見えるのですが、違和感があるといいますか、やはり何らかの蓋然性があるという判断をなされて、現在調査中ということになると思うのですが、愛護団体から要望があればすぐそのような形、ルートの形になるのかどうかもわかりませんし、付けられた図面を見ましても、なんだかこう大きな丸で囲ってあって、一体どういう意味なのだろうとか、ほかのところはどうしてならないんだ、じゃあ、とか思うわけです。周りも同じような地域であるというようにお話でしたので、その点について御説明お願いできればと思います。

事務局： 初めに要望を受けての指定というところの段取りですが、まず、基本的に要望を受けたからといってすぐに指定するというわけではございません。要望を受けて、それを踏まえて、我々として、そもそも指定する必要があるのか、実際に愛護団体、要望団体から出された報告書が正しいものなのかということを実際に県の側で調査をして、その上で法律上、鳥獣保護区に指定しても差し支えないということであれば、指定に向けた手続きを踏むということを選択肢として、最終的には審議会の方にお諮りして決めるという形になりますので、ありきではないというのがまず一つございます。

もう1点、他の地域はどうかということですが、県の方では、御承知かもしれませんが、ガンカモの生息状況調査を県内約500カ所で、毎年、年3回実施しております。その中で、この当然二ツ石ダムの近くで、地域でも、エリアとしては、どうしても人の目でやる分狭いのですが、毎年調査をしております。その調査の中で、明らかに県内でも鳥類の生息状況が多いですとか、もしくはその鳥獣保護区の指定理由にかなうものが、出てくれば、当然、こちらの方でも、指定ということも選択肢として、さらに細かい調査をするという流れになりますので、今回、きっかけとしては、外部からの意見でしたが、それ以外の自発的なきっかけで指定をするということも十分にございます。

3点目、今回、2ページ目の図面の方で、赤く大きな丸を付けさせていただいております。今回、要望書の中では、その図示はされておりませんので、二ツ石ダムを中心として、鳥類が飛来している、北帰行に使っているというところでしたので、まずその段階では県としても、どのあたりを指定するのかということを示せない状況です。ですので、あくまで、周辺の鳥獣保護区の指定状況から見ますと、地域として、一体性はある程度、地理的な連続性を持たせるということは、一つ考えるべきではないかということで、二ツ石ダムを含みつつ示しています。田代と大の原という

鳥獣保護区がありますが、そこが、ある程度地理的に隣接して、一体的に保護区として指定できるように、少し大きめに丸を付けさせていただいているというところがございます。

あくまで、これから本当に指定が必要なのかということを検討していく初めの段階というところですので、今後、外部の方も含めて、県の内部でもしっかり検討していかなければならない案件と考えております。以上です。

斉藤委員： ありがとうございます。こちらのこの地域について問題があるということではもちろんないのですけれども、ハクチョウ類ってというのはどういうことなのだろうとか、要するにおそらくもっとデータがあった上で、ここまでの段階に来ているのだろうとは思いますが、もう少し具体性がないと、コゲラ、ニホンカモシカ、ツキノワグマって、おそらくもうこの辺、みんないる動物ばかりですので、なぜこの地域のためにそして動く必要があるのかっていうのが、やはり判断がつかないと言いますか、逆に、でも今お話を聞くところだと、要望があれば、指定して差し支えがなければ、調査に進むのだというお話でしたので、私、県のレッドデータの委員をしていますので、大変これは貴重な情報として、多くの関係者の方に共有できるのではないかと思います。以上です。

西村会長： どうもありがとうございます。他に御質問、御意見等ございますでしょうか。それでは、まだ先に何個かありますので進ませていただきます。

報告（2）令和6年度宮城県生物多様性地域戦略の改訂について

西村会長： 次は（2）令和6年度宮城県生物多様性地域戦略の改訂について、御説明をお願いいたします。

事務局：（資料9により説明）

西村会長： ただいまの報告に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

鈴木委員： 内容についてということではないのですが、3ページの下の方、地域戦略の真ん中のあたり、県民による生物多様性に対する認識が浸透していないと大変寂しい記載があるのですけれども、2023年に経団連が実施した企業向けのアンケートだと、企業さんの認識は向上傾向にあるという嬉しいアンケートもありました。一方で、一般の方には、やっぱり生物多様性という単語自体がわかりにくいよねというのと、ネイチャーポジティブなんやねんというような突っ込みもあってですね、なかなか広まっていないという現状の中で、でもその宮城県さんの戦略としては、やはり認識を広めて、広めるに留まらず、具体的なアクションをしていっていただきたいという方向に進むのであろうと思っておるのですが、この辺でもう少し何か具体的にこういうことしていきたいという思いがあれば、伺いたい。

それと、私、エポ東北の鈴木と申しまして、エポ東北でも環境省の施策として、生物多様性が非常に重要なテーマとして出てきておりますので、私たちも事業の中で取り上げていっている段階なので、何かの連携できることがあれば、積極的に連携させていただけると嬉しいなと思っております。

もう一点、今までのその審議の中で、南郷地区が残念ながらという結果ではありましたが、こういった保護区にはしないけれども、でもやっぱり重要だよねという地域を、地域の皆さんと一緒に自然共生サイトに登録してもらおう方向性に進めるとか、そういう方向で既存の仕組みを使って行って、地域の皆さんに「ここでも重要だから守っていきよう」という気運を高めるという方向に持っていけないものかな

と思ひながら、早坂さんの発言を聞いておりました、そんなことを皆さんと一緒に考えられないかなと思つたので発言させていただきました。以上です。

事務局： それでは、具体的にということですが、これから検討して参りますので、本当に具体的な事というのは、なかなかお話できないところではありますが、確かにどういふふうにしたら、生物多様性というものが浸透していくかということもありますので、今回、改訂にあたりましては、教育庁とも連携をしまして、高校生等々ともスクールミーティングのような形で高校生の意見を入れながら、若い方々の意見を入れながら、少しでも改訂できればなど今考えているところでございます。さらに県としても、具体的にどのような取り組みができるのかということ、この改訂作業をしなごらも、次の事業について考えていきたいと考えております。

自然共生サイトにつきましても、確かに、宮城県内で今3カ所、自然共生サイトに認定されておりますが、なかなか、例えば、自然公園とか自然環境保全地域という形で規制をかけて守るエリアを増やすということは、なかなか難しいことであるので、委員から御指摘あったように、自然共生サイトという形で守っていくというのは、非常に良い提案だと思つております。そういうことにつきましても、どのようにアプローチをして、それを増やしていくかというようなことも、今後のこの改訂の中に盛り込んでいけたらと考えているところでございます。

ぜひ連携もさせてください。

事務局： 補足をさせていただきます。委員が先ほどおっしゃっていたように、普及していくこと、非常に難しく感じているところでございます。それもありまして、まさに今日午前中に、まず、この改訂作業にあたり、庁内連絡会議を設置いたしまして、第1回の連絡会議を開催したところです。

その中で、まず、環境省東北事務所の方から、生物多様性、国家戦略、それから昨今のネイチャーポジティブの考え方、そういったところを非常にわかりやすく、庁内の関係各課に御説明いただき、合わせて鹿児島県、いち早く生物多様性地域戦略を改訂しておりますけれども、そちらの情報につきましても詳細に教えていただいたところでございます。

そういった形で、まず庁内関係各課で認識を同一にして、必要性、まず、庁内、県庁そのものが必要なんだというところを固めながら、その後、各課協力のもと、関係機関、それから企業、学校、そういったところも含めて、このネイチャーポジティブの考え方を浸透させていくような戦略にしていきたいと考えてございますので、ぜひまた御協力いただける場面があると思ひますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

西村会長： 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。と言ひますか、あるような気もするのですが、他、2つほど重要な案件があるので、本日、委員の皆様お一人お一人に意見を伺うことはできませんけれども、今、鈴木委員、御発言いただいたように、委員の皆様、良いアイデア、あるいは経験とか様々ですね、この地域戦略の改訂についてアドバイスできるかと思ひますので、それは事務局の方で直接やり取りをしていただくようなことを、ぜひお願ひしたいと思ひます。

報告(3) 蔵王登山道口への駐車場等整備計画について

西村会長： 次の報告に進ませていただきます。(3) 蔵王登山道口への駐車場等整備計画について、事務局より報告をお願ひいたします。

事務局： (資料10により説明)

西村会長： ただいまの説明に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

早坂委員： 私、環境省の自然公園指導員をしており、担当エリアはまさにこの蔵王の国立公園でございます。

いつも気になっていることがありまして、観光シーズンはハイラインが大渋滞するために、駒草平あたりからずっとエコーラインが渋滞するのですが、南蔵王縦走コースの登山口付近に駐車場がないために、ハイラインの入り口付近の路肩に路上駐車しています。今、事務局からハイライン付近から徒歩でとおっしゃられましたが、実は、大黒天や刈田峠の大きい駐車場に停めて、車道を歩いていく登山客の方が大変多いです。大変問題だと思っております、今回の駐車場の整備は、各方面の方が皆さんずっと願っていたことですので、大変ありがたいことだと思います。

エコーラインでは、おそらく山形県側からのアクセスも多いと思うのですが、この整備にあたって、山形県側との連携や渋滞対策などありましたら、差し支えない範囲で教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局： 現状で申しますと、山形県側とエコーラインの具体的な渋滞対策といったところについては、突っ込んだ協議等はしておりません。

今、特に繋がりがあるのは、エコーラインの開通式といったところの調整とかが多いです。エコーラインの渋滞対策だと、道路管理者との調整も出てきますので、土木事務所とも今後連携しながら、渋滞対策等についても考えてまいりたいと思います。

御指摘のとおり、路肩に限らず刈田峠の大きい駐車場から南蔵王縦走コースの登山口まで車道を歩かれる方も結構いらっしゃることは、承知しておりますので、いずれは車道を通らずに済むよう歩道を整備して、安全に登山口へ行けるような形ですとか、そういったところも今後検討して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早坂委員： よろしく申し上げます。

西村会長： 他に御質問、御意見等ございますでしょうか。
それでは、最後に進ませさせていただきます。

報告（４）温泉部会の処分状況について

西村会長： 報告事項の４の温泉部会の処分状況についてとなります。冒頭で事務局から申し上げましたが、非公開となります。申し訳ございませんが、傍聴の方は、一時、御退席をお願いいたします。

それでは、報告事項４、温泉部会の処分状況について、益子温泉部会長からお願いいたします。

益子部会長：（資料 11 により説明）

西村会長： 御報告ありがとうございました。それではただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。一件、継続審議ということになっているようでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで退席していただきました方々、御案内いたします。

5 その他

西村会長： 最後に、次第の5、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

斉藤委員： 一言だけ簡単に。ネイチャーポジティブということですので、5月9日付けで郵送で資料を送っていただいたのですが、当日持ってきていただく必要はないということで、これも不要ではないかと。メールで添付していただきたいというのと、本日配布の資料が片面印刷ですので、これはぜひ両面にさせていただければと思います。保存した後もやっぱり会議資料だと裏面再利用というふうにはできませんので、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

西村会長： では、それでお願ひいたします。他に何かございますでしょうか。よろしいですか。すいません、私の不手際で、30分の予定の時間を過ぎておりますが、この辺で終了いたします。事務局から連絡事項をお願ひいたします。

司会： 今後の審議会の開催予定について、御連絡させていただきます。

この後、諮問事項の(1)の第13次鳥獣保護管理事業計画の一部改正案についてに係るパブリックコメントを実施いたしますが、その結果と審議会開催要否の連絡を会長と調整させていただいた上で、御連絡させていただきたいと思ひます。

また、今年は審議会委員の委嘱替えの年となりますことから、10月に審議会を開催し、委嘱状の交付などを行う予定でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、報告事項でありました生物多様性地域戦略の改訂に係る骨子案の報告も、この次の10月の審議会で御報告させていただく予定ですので、その際に色々と御意見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

西村会長： それでは以上で、本日の議事は全て終了いたします。これからパブリックコメントに関してどうぞよろしくお願ひいたします。また、生物多様性の地域戦略の改訂について10月の審議会で議論することになっておりますが、皆様から、その前にどうか、今日も御意見いただきましたが、どんどんですね、事務局の方にコメント、御意見等々、御提案いただくとよろしいかなと思ひます。

それでは、本日の進行に御協力ありがとうございました。
事務局にお返しいたします。

司会： 西村会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本当に御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に活かしてまいりたいと思っております。

以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了いたします。